

日雇い派遣の原則禁止について

2012年10月1日に施行された改正労働者派遣法により、日雇い派遣が原則禁止となりました。

日雇い派遣とは、労働契約の期間（雇用期間）が30日以内の派遣のお仕事です。
31日以上であれば、日雇い派遣には該当しません。

ただし、下記に該当する業務および該当する方は、例外として派遣がみとめられます。

■例外としてみとめられる業務（第4条第1項に定める業務）

- | | |
|---------------|-----------------------|
| ○ソフトウェア開発 | ○機械設計 |
| ○事務用機器操作 | ○通訳、翻訳、速記 |
| ○秘書 | ○ファイリング |
| ○調査 | ○財務処理 |
| ○取引文書の作成 | ○デモンストレーション |
| ○添乗 | ○受付・案内 |
| ○研究開発 | ○事業の実施体制の企画、立案 |
| ○書籍等の制作・編集 | ○広告デザイン |
| ○OA インストラクション | ○セールスエンジニアの営業、金融商品の営業 |

■例外の対象となる方

- (1)60歳以上の方
- (2)雇用保険の適用を受けない学生（いわゆる昼間学生）
- (3)年収500万円以上の方で副業として日雇派遣に従事する方
- (4)世帯年収の額が500万円以上の主たる生計者以外の方

例外対象のいずれかに該当される方は、日雇い派遣のお仕事で就労されても違法ではありません。
また、(1)以外の方は、確認書類の提示が必要となります。

（(2)は学生証、(3)(4)は源泉徴収票、所得証明書などの公的書類）

※日雇い派遣の制限に該当する場合でも、複数お仕事をさせていただくことで当社での雇用期間が合計31日以上の場合は、日雇い派遣の対象とはなりません。

※日雇い派遣の原則禁止については、人材派遣・紹介予定派遣のお仕事のみ対象となり、人材紹介・アウトソーシング等でのお仕事は対象外となります。